

幼児健康診査事業に従事する保健師を募集します

- ▶**勤務時間** 午前8時30分から幼児健康診査事業が終了するまで(月～金曜日)※1回3時間、月2回程度
- ▶**募集人数** 1人
- ▶**応募資格** 保健師資格を持ち、母子保健業務の経験のある方
- ▶**報酬** 1回6,000円
- ▶**その他** 書類選考の上、面談の日程を連絡します。
- ▶**申し込み** 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、7月19日(金)までにこども家庭センターに持参してください。
- ▶**問い合わせ** 同センター☎579—8033

起業家支援助成金をご利用ください

空き店舗等を賃借して新たに事業を開始しようとする方に対し、出店に当たっての改修費用などの一部を助成します。

空き店舗等改修助成

助成対象 空き店舗等建物本体の改修費

助成金額 対象経費の2分の1(市内業者による施工は上限50万円、市外業者による施工は上限25万円)

空き店舗等運営助成

助成対象 事業の運営に係る設備や備品購入費、宣伝などに要する費用

助成金額 対象経費の2分の1(上限50万円)

- ▶**その他** 空き店舗等を賃借後、改修工事などに着手する前に商工観光課に申請してください。必要書類など詳細は、市ホームページをご確認ください。
- ▶**問い合わせ** 同課産業振興担当(内線5405)



ご登録ください 小規模契約希望者登録制度 (令和6・7年度更新・新規申請)

市では、競争入札参加資格者名簿に登録されていない方の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を促進するため、小規模契約希望者登録制度を設け、市内に本店をお持ちの事業主に発注を行っています。

- ▶**対象** 市が発注する建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品購入などのうち、比較的軽易で履行の確保が容易であり、契約金額が原則として50万円以下(建設工事は130万円以下)のもの
※申請は5業種まで
- ▶**登録期間** 8月1日から令和8年7月31日までの2年間
- ▶**申請方法** 7月22日(月)までに契約検査課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接同課へ申請してください。
- ▶**その他** 名簿登録後は、市ホームページに事業者情報を掲載します。
- ▶**問い合わせ** 同課契約担当(内線213)

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方

70歳未満の方および70歳以上で医療費の負担割合が3割の方は通院・入院する際に事前申請すると「限度額適用認定証」が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。※有効期限が令和6年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・マイナンバー(個人番号)が分かるもの

後期高齢者医療に加入している方

市民税非課税世帯の方は、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。また、医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により「限度額適用認定証」が交付されます。

※有効期限が令和6年7月31日の認定証をお持ちで8月以降も適用になる方は、7月中に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)

いずれの保険に加入している場合も、マイナ保険証を利用すれば事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

- ▶**問い合わせ** 健康課保険年金担当(国民健康保険については内線271～273・291、後期高齢者医療については内線226・227)

7月は虐待ゼロ推進月間です

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」(IP電話などの場合は☎0120—80—7171、いずれもつながらない場合は☎048—762—7533)に電話してください。詳細は県ホームページをご覧ください。

- ▶**問い合わせ** 県福祉政策課☎048—830—3223



行田市の職員と一緒に働きませんか 保健師の通年採用を実施しています

保健師職の受験機会の拡充を図るため、新たに通年採用(※)枠を設け、通年で募集・採用を行っています。詳細は、市ホームページをご覧ください。

※通年採用…受験申込書を受理した後に試験日を設定し、採用日は最終合格者と相談の上で決定します。

▶受験区分など

区分	募集人数	年齢要件
新卒枠	若干名	平成10年4月2日以降に生まれた方
社会人経験枠	若干名	昭和53年4月2日～平成10年4月1日に生まれた方

▶試験内容など

試験	内容	日程	会場
第1次	動画投稿面接試験	申し込み完了後随時	—
第2次	筆記試験	随時(第1次試験の合格発表後調整)	行田市役所など
第3次	人物試験	随時(第2次試験の合格発表後調整)	行田市役所など

※試験内容などは全て予定であり、変更となる場合があります。

- ▶**受付期間** 12月27日(金)午後5時まで
- ▶**申し込み** 行田市電子申請・届出サービスで申請してください。
- ▶**問い合わせ** 人事課人事給与担当(内線208)



令和6年度国民健康保険税の算出方法が変わります

令和6年度から均等割の軽減判定所得基準額を次のとおり引き上げます。

【改正前】

7割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数－1)×10万円
5割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数－1)×10万円+(29万円×被保険者数)
2割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数－1)×10万円+(53万5,000円×被保険者数)

【改正後(令和6年度)】

7割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数－1)×10万円
5割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数－1)×10万円+(29万5,000円×被保険者数)
2割軽減基準額	43万円+(給与所得者等の数－1)×10万円+(54万5,000円×被保険者数)

※被保険者数とは、国保加入者と国保から後期高齢者医療制度へ移行した方の合計人数です。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方です。

- ▶**問い合わせ** 健康課保険年金担当(内線271～273・291)